検査の配分計画の立案（検査及び調査のための国際基準4.4.1の規定によるもの）において、国内政策の要件及び必要により国内のドーピング防止機関が特定のスポーツを他のスポーツより優先する場合には、当該国内のドーピング防止機関は、一部又は全部の優先されないスポーツの競技者の治療目的使用に係る除外措置の事前の申請を拒否することができる。ただし、事後に検体を採取された当該競技者が遡及的な治療目的使用に係る除外措置を申請する場合には、許可しなければならない。国内のドーピング防止機関は、影響を受ける競技者の利益のため、このような政策を自己のウェブサイト上に公表すべきである。

5.2　国内のドーピング防止機関、国際競技連盟及び主要な競技会開催機関は、治療目的使用に係る除外措置の許与又は承認のための申請が4.1に規定する条件を満たしているかについて検討するため、治療目的使用に係る除外措置委員会を設置しなければならない。

5.2の規定に関する注釈　主要な競技会開催機関は、既存の治療目的使用に係る除外措置を自動的に承認することを選択することができるが、必要が生ずる場合には、競技会に参加する競技者が新規の治療目的使用に係る除外措置を得るための仕組みを設けなければならない。この目的のため、自己の治療目的使用に係る除外措置委員会を設けるか、又は第三者（例えば、スポーツアコード）との間の合意によりその任務を外部に委託するかについては、それぞれの主要な競技会開催機関によるものとする。いずれの場合においても、その目的は、当該競技会において競技する競技者が競技に先立ち治療目的使用に係る除外措置を迅速かつ効率的に得ることができるよう確保されるべきである。

a　治療目的使用に係る除外措置委員会には、競技者の処置及び治療に関する経験を有し、かつ、臨床医学、スポーツ医学及び運動医学の適正な知識を有する少なくとも三人以上の医師を含めるべきである。障害のある競技者に関わる場合においては、当該委員会の少なくとも一人の委員は、障害のある競技者の処置及び治療について一般的な経験を有するか、又はその競技者の特定の障害について具体的な経験を有するべきである。

b　決定の独立性を確保するため、治療目的使用に係る除外措置委員会の少なくとも過半数の委員は、当該委員を任命するドーピング防止機関における政治的責任がない者とすべきである。当該委員会の全ての委員は、利害関係がないこと及び秘密保持に関する宣言に署名しなければならない（この宣言のひな形は、世界ドーピング防止機構のウェブサイトにおいて入手することができる。）。

5.3　国内のドーピング防止機関、国際競技連盟及び主要な競技会開催機関は、この国際基準の要件を遵守する治療目的使用に係る除外措置について、自己の治療目的使用に係る除外措置委員会への申請に係る明確な手続を定めなければならないものとし、少なくとも当該手続に係る情報を自己のウェブサイト上の目につきやすい場所に掲載し、及び世界ドーピング防止機構に送付することにより、当該手続の詳細を公表しなければならない。世界ドーピング防止機構は、自己のウェブサイトにおいて当該情報を再公表することができる。

5.4　国内のドーピング防止機関、国際競技連盟及び主要な競技会開催機関は、自己の治療目的使用に係る除外措置委員会による治療目的使用に係る除外措置の許与又は拒否に関する全ての決定及び他のドーピング防止機関による治療目的使用に係る除外措置の決定の承認又は承認しないことに関する全ての決定について、ドーピング防止運用管理システム又は世界ドーピング防止機構が承認する他のシステムにより、速やかに報告しなければならない（英語又はフランス語によるものとする。）。報告される許与された治療目的使用に係る除外措置に関する情報には、次のものを含む（英語又はフランス語によるものとする。）。

a　承認された物質又は方法に加えて、許可された投与の用量、頻度及び経路、治療目的使用に係る除外措置の期間並びに治療目的使用に係る除外措置に関連して課される条件

b　治療目的使用に係る除外措置の申請書及び関連する臨床医学上の情報（英語又はフランス語に翻訳されたもの）であって、当該治療目的使用に係る除外措置が4.1の規定の条件を満たしていることを証明するもの（世界ドーピング防止機構、競技者の国内のドーピング防止機関及び国際競技連盟並びに当該競技者が競技への参加を希望する競技会を主催する主要な競技会開催機関のみが入手することができるもの）

5.4の規定に関する注釈　治療目的使用に係る除外措置の承認手続は、ドーピング防止運用管理システムの利用により極めて容易となる。

5.5　国内のドーピング防止機関が競技者に対し治療目的使用に係る除外措置を許与する場合には、当該国内のドーピング防止機関は、当該競技者に(a)当該治療目的使用に係る除外措置が国内においてのみ効力を有すること及び(b)当該競技者が国際水準の競技者となり、又は国際的な競技会において競技を行うときは、7.1の規定に従い関連する国際競技連盟又は主要な競技会開催機関によって承認されない限り、当該治療目的使用に係る除外措置が効力を有しないことについて書面による警告を行わなければならない。その後は、国内のドーピング防止機関は、当該競技者が国際競技連盟又は主要な競技会開催機関の承認のために治療目的使用に係る除外措置を提出する必要がある時期を決定するに当たり、当該競技者を支援すべきであり、承認手続において当該競技者を指導し、及び支援すべきである。

5.6　国際競技連盟及び主要な競技会開催機関は、(1)当該国際競技連盟又は主要な競技会開催機関に対し治療目的使用に係る除外措置の申請を行う必要のある自己の権限の下にある競技者及びその申請の時期、(2)7.1 aの規定に従い、当該国際競技連盟又は主要な競技会開催機関が当該申請の代わりに自動的に承認する他のドーピング防止機関による治療目的使用に係る除外措置の決定並びに(3)7.1 bの規定に従い、当該国際競技連盟又は主要な競技会開催機関に承認のために提出されなければならない他のドーピング防止機関による治療目的使用に係る除外措置の決定を明確に規定する通知を公表しなければならない。当該通知は、少なくとも自己のウェブサイト上の目につきやすい場所に掲載し、及び世界ドーピング防止機構に送付するものとする。世界ドーピング防止機構は、自己のウェブサイトにおいてその通知を再公表することができる。

5.7　競技者が国内のドーピング防止機関から得た治療目的使用に係る除外措置については、当該競技者が国際水準の競技者となり、又は国際的な競技会において競技を行う場合には、7.0の規定に従い関連する国際競技連盟が当該治療目的使用に係る除外措置を承認しない限り、効力を有しない。競技者が国際競技連盟から得た治療目的使用に係る除外措置については、関連する主要な競技会開催機関が開催した国際的な競技会において当該競技者が競技を行う場合には、7.0の規定に従い関連する主要な競技会開催機関が当該治療目的使用に係る除外措置を承認しない限り、効力を有しない。その結果として、当該国際競技連盟又は該当する場合には主要な競技会開催機関が当該治療目的使用に係る除外措置を承認しない場合には、当該国際競技連盟又は主要な競技会開催機関に関連する当該治療目的使用に係る除外措置において言及された禁止される物質又は禁止される方法の存在、使用、所持又は投与について、当該治療目的使用に係る除外措置を根拠として認めることはできない（ただし、競技者の再審査及び不服申立ての権利に従うことを条件とする。）。